

広島県公営企業管理規程第十号

広島県企業局文書等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県企業局文書等管理規程の一部を改正する規程

広島県企業局文書等管理規程（平成十三年公営企業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>広島県上下水道部文書等管理規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 上下水道部長の保有する文書等の管理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(文書記号等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 帳票等及び印 広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号。以下「県文書等管理規程」という。）別表に定める帳票等及び印で、上下水道部の機構等に応じ適宜変更したもの</p> <p>(県文書等管理規則及び県文書等管理規程の準用)</p> <p>第三条 (略)</p>		<p>広島県企業局文書等管理規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 公営企業の管理者（以下「管理者」という。）の保有する文書等の管理については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(文書記号等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 帳票等及び印 広島県文書等管理規程（平成十三年広島県訓令第五号。以下「県文書等管理規程」という。）別表に定める帳票等及び印で、企業局の機構等に応じ適宜変更したもの</p> <p>(県文書等管理規則及び県文書等管理規程の準用)</p> <p>第三条 (略)</p>	
<p>県文書等管理規則</p> <p>第一条第</p> <p>一項</p> <p>第二条第</p> <p>二号</p>	<p>広島県行</p> <p>政組織規</p> <p>則(昭和</p> <p>三十九</p> <p>年</p> <p>広島県規</p> <p>則第十八</p> <p>号)第二</p> <p>条第二</p> <p>項に規定す</p> <p>る本庁</p>	<p>上下水道</p> <p>部</p> <p>広島県上</p> <p>水道部</p> <p>組織規程</p> <p>(昭和四</p> <p>十九年公</p> <p>営企業管</p> <p>理規程第</p> <p>六号)第</p> <p>二条第二</p> <p>項に規定す</p> <p>る本庁</p>	<p>企業局</p> <p>広島県公</p> <p>営企業組</p> <p>織規程(</p> <p>昭和四</p> <p>十九年公</p> <p>営企業管</p> <p>理規程第</p> <p>六号)第</p> <p>二条第二</p> <p>項に規定す</p> <p>る本庁</p>
<p>県文書等管理規則</p> <p>第二条第</p> <p>三項</p>	<p>広島県行</p> <p>政組織規</p> <p>則第二</p> <p>条第三</p> <p>項に規定す</p> <p>る地方機</p> <p>関</p>	<p>企業局</p> <p>広島県公</p> <p>営企業組</p> <p>織規程第</p> <p>二条第二</p> <p>項に規定す</p> <p>る地方</p>	

第二十四 条第一項 及び第二 項各号列 記以外の 部分	第二十四 条第一項	(略)	第二十五 条第二項	第十條第 四項	第十條第 一、第 三十四 条、第 四十七 条	第十條第 一、第 三十四 条、第 四十六 条	第十條第 一、第 三十四 条	第十條第 一、第 三十四 条	第十條第 一、第 三十四 条	第一号及び 第四号、 第二十六 条第一項 第四号、 第三十二 条第二項 並びに第 四十九條
総務課	主務局長 (課長専 決の場合 にあつて は、主務 課長)	(略)	主務局長 等	総務課	電子申請 システム 取扱要領	広島県電 子文書交 換システ ム取扱要 領	広島県電 子文書交 換システ ム取扱要 領	広島県電 子文書等 取扱要領	広島県電 子文書等 取扱要領	
総務課	上下水道 場決にあ つては主 務課長)	(略)	上下水道 部長	上下水道 総務課	上下水道 部におけ る電子申 請システ ム取扱要 領	上下水道 部におけ る広島県 電子文書 交換シス テム取扱 要領	上下水道 部におけ る広島県 電子文書 交換シス テム取扱 要領	上下水道 部におけ る電子文 書等取扱 要領	上下水道 部におけ る電子文 書等取扱 要領	

第二十四 条第一項 及び第二 項各号列 記以外の 部分	第二十四 条第一項	(略)	第二十五 条第二項	第十條第 四項	第十條第 一、第 三十四 条、第 四十七 条	第十條第 一、第 三十四 条、第 四十六 条	第十條第 一、第 三十四 条	第十條第 一、第 三十四 条	第十條第 一、第 三十四 条	第一号及び 第四号、 第二十六 条第一項 第四号、 第三十二 条第二項 並びに第 四十九條
総務課	主務局長 (課長専 決の場合 にあつて は、主務 課長)	(略)	主務局長 等	総務課	電子申請 システム 取扱要領	広島県電 子文書交 換システ ム取扱要 領	広島県電 子文書交 換システ ム取扱要 領	広島県電 子文書等 取扱要領	広島県電 子文書等 取扱要領	
企業総務 課	企業局長 (営部長 課長専決 の場合に あつては 主務課長)	(略)	企業局長 営部長 管理者	企業総務 課	企業局に おける電 子申請シ ステム取 扱要領	企業局に おける広 島県電子 文書交換 システム 取扱要領	企業局に おける広 島県電子 文書交換 システム 取扱要領	企業局に おける電 子文書等 取扱要領	企業局に おける電 子文書等 取扱要領	

第二十四 条第一項	規則案	規程案	
第二十六 条第二項	総務課長 が別に	広島県上 下水道部 文書等管 理規程（ 平成十三 年広島県 公営企業 管理規程 第八号） 別表	
第二十七 条第一項	規則	規程	
第二十七 条第二項	「広島県 規則」、 「広島県 告示」及 び「広島 県訓令」	「広島県 公営企業 管理規程 」、 「広島 県上下 水道部告 示」及び 「広島県 上下水道 部訓令」	
第三十九 条から第 四十三条 まで	総務課長 等	上下水道 総務課長 等	
第二十四 条第一項	規則案	規程案	
第二十六 条第二項	総務課長 が別に	広島県企 業局文書 等管理規 程（平成 十三年広 島県公営 企業管理 規程第八 号）別表	
第二十七 条第一項	規則	規程	
第二十七 条第二項	「広島県 規則」、 「広島県 告示」及 び「広島 県訓令」	「広島県 公営企業 管理規程 」、 「広島 県企業 局告示」 及び「広 島県企業 局訓令」	
第三十九 条から第 四十三条 まで	総務課長 等	企業総務 課長等	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。